

患者様の権利と責務

藤崎病院は、安全で良質な安心できる医療を行うため、患者様の権利を尊重し、相互の信頼関係に基づく医療を行います。

I. 患者様の権利

1. 良質な医療を受ける権利

患者様は、最新の医学的根拠に基づく良質で安全な医療を、平等に受ける権利があります。

2. 説明や情報を得る権利

患者様は、病状や治療法等について、十分な説明と情報を得る権利があります。必要な場合、ご自身の診療記録等の情報開示を求める権利があります。

3. 医療行為や医療機関を選択する権利

患者様は、検査方法や治療方法等をご自身の意思で選択する権利があります。他の医師の意見（セカンドオピニオン）を求める権利があります。

4. プライバシーが保護される権利

患者様は、健康状態、症状、診断、治療および予後など医療上の情報をはじめ、個人の身元を確認できる情報も保護される権利があります。

5. 尊厳を求める権利

患者様は、個人としての人格・価値観等を尊重され、医療従事者との相互の協力関係のもとで医療を受ける権利があります。

II. 患者様の責務

1. 患者様は、自分の心身の健康状態に関する情報を提供する責務があります。
2. 患者様は、医療従事者との信頼関係を築くため、相互に尊重し協力する責務があります。
3. 患者様は、病院のルールを守り、治療効果を上げる努力をする責務があります。
4. 患者様は、病院のルールを守り、他の患者様の診療に支障を与えないよう配慮する責務があります。

平成 27 年 7 月 1 日